

1. 議事日程

(平成18年第1回安芸高田市議会6月定例会第2日目)

平成18年6月13日
午前10時開会
於安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	明木一悦	2番	秋田雅朝
3番	田中常洋	4番	加藤英伸
5番	小野剛世	6番	川角一郎
7番	塚本近	8番	赤川三郎
9番	松村ユキミ	10番	熊高昌三
11番	青原敏治	12番	金行哲昭
14番	入本和男	15番	山本三郎
16番	今村義照	17番	玉川祐光
18番	岡田正信	19番	渡辺義則
21番	藤井昌之	22番	松浦利貞

3. 欠席議員は次のとおりである。(2名)

13番	杉原洋	20番	亀岡等
-----	-----	-----	-----

4. 会議録署名議員

3番	田中常洋	4番	加藤英伸
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(19名)

市 長	児 玉 更 太 郎	助 役	増 元 正 信
収 入 役	藤 川 幸 典	総 務 部 長	新 川 文 雄
自治振興部長	田 丸 孝 二	市 民 部 長	杉 山 俊 之
福祉保健部長兼	廣 政 克 行	産 業 振 興 部 長	清 水 盤
福祉事務所長	金 岡 英 雄	教 育 長	佐 藤 勝
建設部長			
兼公営企業部長			
教 育 次 長	沖 野 清 治	消 防 長	竹 川 信 明
八千代支所長	岡 田 敦 男	美土里支所長	立 川 堯 彦
高宮支所長	猪 掛 智 則	甲 田 支 所 長	穴 戸 邦 夫
向原支所長	益 田 博 志	総 務 課 長	高 杉 和 義
財 政 課 長	垣 野 内 壯		

6 . 職務のため議場に出席した事務局の職氏名 (4 名)

事 務 局 長	増 本 義 宣	議 事 調 査 係 長	児 玉 竹 丸
書 記	国 岡 浩 祐	書 記	倉 田 英 治

松 浦 議 長

開会前ですが、クールビズについて、ご了解をお願いいたします。
昨日も申し上げましたが、安芸高田市議会におきましても、地球温暖化対策のひとつとして、昨年度に引き続き、本年度もクールビズを実施いたします。

実施する内容につきましては、本会議においては、節度を保つため、ネクタイを着用いたしますが、上着については議長の許可により脱衣できることといたします。

以上ご協力をいただきますようお願いいたします。

午前 10時 開会

松 浦 議 長

それでは、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手許に配布したとおりであります

日程第1 会議録署名議員の指名

松 浦 議 長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により議長において、3番 田中常洋君、4番 加藤英伸君を指名いたします。

日程第2 一般質問

松 浦 議 長

日程第2、一般質問を行います。

一般質問の順序は通告順といたし、持ち時間は設けず、会議規則のとおり3回までといたしますので、あらかじめご承知おきください。
なお、本日は一覧表の1番から6番まで6名の一般質問を受けます。
それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。

1番 明木一悦君。

明 木 議 員

議長。

松 浦 議 長

はい。

明 木 議 員

1番、明木一悦です。あきの会所属。

皆さんも昨日の晩はテレビにくぎづけになったんじゃないかなと思いますけど、吉田高校出身の駒野選手が一生懸命頑張ったのににもかかわらず負けてしまいました。非常に残念な結果ですけど、また次の試合に頑張っていたきたいところです。

市議会も3年目を迎えて、今からどんどんといろんなところで市と共同しながら改革を進めていかなければいけないところだと思います。これからの施策について私は大枠3点についてお伺いしたいと思います。

まずはじめに、財政改革の観点から一つお聞きしたいと思います。

この厳しい財政難に立ち向かうため、市長はいろいろと努力され、

臨時職員などアウトソーシングや職員給与の削減など、財政改革の一環として市長は大蛇を振るわれて、市の台所情勢の厳しい中を少しずつでも住民サービスの向上を図っていくために、頑張っていることは我々も感じておるところです。収入源の少ない安芸高田市において住民サービスの一層なる向上、それを行っていく上で、やはり2つ考えられます。ひとつが財源の拡大、もうひとつが、経費の削減でしょう。そこで、今まさに世論をも巻き込んで騒がれています特別職に対する退職金制度について、市長の意見並び、お考えをお聞きしたいと思います。

現在、安芸高田市も広島県下近隣都市にならび、広島県市町村職員退職職組に加入しております。そこで年間約844万7千円の特別職への退職金支給への負担金を支払っているわけです。市を運営する、市を初めとする4役もやはりそろそろ頑張っていたら、市民とともに痛みを分かち合い取組んでいくことが求められるのではないかと考えられます。

例えば、介護保険料を見てください。65歳の段階1の月額介護保険料が2,200円と定められています。例えば、この市民負担も減らすことができるのではないのでしょうか。現在、広島県市町村職員退職金手当への負担金が844万円であれば、これを介護保険料に充てたとして考えれば、1人年間約718円の還元ができることとなります。これは、住民負担の軽減を図ることになるのではないのでしょうか。これまで市長は、高宮町政時代から先進的な取り組みを行われ、このたびも2人副市長制といった先進的な取り組みを行われています。広島県市町村退職金組合手当構成団体33団体に先駆けて、特別職の退職金をなくし、少しでも市民への還元をし、市民サービスの向上を図ることができればと考えますが、市長は執行部4役の退職金制度について、どのようなお考えをお持ちか伺います。

次に、男女共同参画の観点から市長にお聞きいたします。

平成16年12月、市民意識調査が実施され、安芸高田市男女共同参画推進懇話会において関係団体からの実現に向けた課題と提言がありました。また、安芸高田市男女共同参画プラン策定委員会が設置され、実現に向けての施策のあり方について答申されました。そして今年3月、安芸高田市男女共同参画プランが策定されました。このプランには、ともに参画する社会づくりで、行政の男女共同参画推進の取り組みとして、行政内部の取り組み強化、女性職員のあらゆる分野への参画や、積極的かつ適正な登用など、住民にわかりやすいかたちで全庁的な男女共同参画の推進とされ、具体的施策として、女性職員の職域拡大、管理職、監督者への登用促進、方針決定の場への参画促進とされています。しかしながら、今年的人事異動において部長級職の女性がいなくなりました。これは、安芸高田市の政策や方針の決定の場に女性の意見が反映されにくくなると考えられます。いつものよう

に言っていますが、人口比率では女性の多い安芸高田市です。このように方針決定の場合、女性の登用がされないこと、このたびの人事異動などは時間をかけて作成された男女共同参画プランの実施を遅らせる結果にも、つながっているのではないのでしょうか。やはり、まず行政の積極的な取り組み姿勢が必要なんではないのでしょうか。それがこのプランではないのでしょうか。市長は部長職に女性を登用されなかったこの人事について、どのようにお考えなのかお伺いします。

さて3つ目の質問ですが、安芸高田市の核とも言える農林産業振興施策についてお聞きします。

本市には、膨大な資源があります。それが何かと言うと木であり、草であり、農作物であり、農畜産のし尿であり、ごみであります。高騰する原油価格のなかで、市民もやはり家庭の台所に大きな影響が及んでおります。中山間地にある本市において概ね1人1台の車を保有し、燃料費や冬の寒い地域であるために暖房費の負担など家庭を圧迫しています。

そこで、現在各地で取組まれております産学官による新エネルギーや、燃料開発に向けての各種研究取り組み地域活性化が全国的に行われています。近隣では庄原市で取組まれておりますバイオマスエネルギーの研究開発、大朝町において取組まれてます菜種油等、ディーゼルエンジンへの活用、岩国市では、木材チップを利用した発電所などがあります。本市には家畜排泄物や農地や山といった資源が豊富にあり、それを活かして産業興しはいかがでしょうか。例えば家畜排泄物や下水汚泥、生ゴミ、廃材、間伐材などを利用し、発電、または新エネルギーの精算、廃食油の再利用やすずきや米などの植物油でディーゼル車を燃料にするなどの取り組みを行ってはいかがでしょうか。それは、雇用拡大、また財源の拡大、市内交通運営費の低減などいろいろな角度で安芸高田市を活性できるのではないのでしょうか。現在全国的にも市町村の取り組みとして、バイオマスを利用した新エネルギー開発研究の事例が102件あります。輸入にたよっている限りある石油燃料から、自己開発による燃料の市民供給に取り組むこと、市民サービスの向上につながっていくのではないのでしょうか。特色のあるまちづくり、安芸高田市として、いろいろな角度における未来的な施策にもつながっていくのではないのでしょうか。

市長はこの安芸高田市の10年後、15年後の売りとして、魅力をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。私は将来を見ずえた改革の時代にきている今ではないかと考え、本市における豊かな住民サービスを求めるためにも農林資源などを活かした財源改革、農林産業開発、市民サービスの向上施策として、新エネルギーの開発、供給体制の構築に早期に臨まれることを考えますが、市長はどのようにお考えになりますでしょうか。

以上、大枠3点についてお伺いいたします。なお、答弁によって再

質問は自席にて行います。

松 浦 議 長

ただいまの、質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

ただいまの明木議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず最初に、特別職の退職金制度についてでございますが、本市の退職金につきましては、特別職、職員も含めて県内8市、8町、14一部事務組合で構成をしております合計30団体あるわけでございますが、広島県市町職員退職手当組合に加入しておりますして、支給事務等については、広島県市町職員退職手当組合が実施をしておりますところでございます。

これは、御存じのように合併前から高田郡も市町村職員退職手当組合に加入して、引き続いてそれに加入しておりますわけでございます。それぞれ、単市町で退職金ということになりますと、一度にたくさんの退職金が必要になるということで、負担金を払いながらこの30市町一部事務組合で組合をつくって、そのなかで支払をしていくと。こういうことをしておりますわけでございます。

お尋ねの退職金制度の必要性についてでございますが、現在、支給していない市町というのは、広島県には1市町もございません。また全国的にもこの制度を廃止した市町村というのは、1,822市町村がございまして、2つくらいしかないのではなかろうかという、これは県の調査でございますが、そういうような状況にあるわけでございます。

また、市町村職員退職手当組合は、議会がございまして、市町村議会の代表と市町村長の代表、同数出た議会がございまして、その議会で退職金の条例等を決めていくと、こういうことになっておるわけございまして、1市町村だけで決めるわけにはいきません。全体が一部事務組合の中で足並みを揃えておるといのが実態であるわけでございます。

そういうことで、全国的にもそのような例がまだないということでございまして、議員ご提案の趣旨については、今、行政改革をするなかで、十分主旨はご理解をいただけたと思いますが、今のところ、退職手当組合のなかで、そういうような動きというのはないわけでございますので、状況を報告をしておきたいと思いますが、まず、行財政改革の中で取り組むべき問題は、我々はまず4役の本給を減額して、これはそれぞれの市で、できることでございますので、そういうことで今、取り組みをしております。私の場合は本給の15%今カットしておるといことございまして、議員さんの方も同じくこの議員報酬をカットして、市の行政改革にご協力を賜っておるわけでございます。そういうことからまず始めるべきというように私は考えておるところでございます。

以上でございます。

続きまして、男女共同参画の問題でございますが、男女共同参画の実現のために、男女を問わずその能力を最大限に活用、今日の少子高齢化、社会経済の成熟化などに対応し、豊かで活力ある社会を構築し

ていくことは、最重要課題のひとつであります。とりわけ、政策、方針決定過程への女性の参画は、男女共同参画社会の実現の基盤をなすものであり、女性職員の採用、登用の拡大に率先して取り組む必要があると考えております。

これらの取組みを推進していくため、国においては、女性国家公務員の採用、登用の拡大に関する指針並びに、男女共同参画基本計画を策定し、各地方公共団体に対してもその取組みをさらに進めるように要請をしまっているところでございます。

本市における現状でございますが、本年3月、管理職の部長が1人退職をいたしまして、部長職の女性管理職というのはいなくなったわけでございますが、課長以上の女性の管理職は現在5名おるわけでございます。管理職に占める女性の割合は、まだ低うございまして、7%ということでございます。

今後とも、冒頭に申し上げましたように国の指針や計画に基づき、女性職員の採用、登用、職域拡大及び能力開発の取組みを行うように努力をしまいたいとこのように考えております。

次に、農林産業振興政策の中でのお尋ねでございます。安芸高田市における豊かな農林資源を生かした産業開発、環境保全政策として、バイオエネルギーの開発供給が望まれるのでは、とのお尋ねでございますが、仰せのとおり、市内には、豊富な森林資源、樹木、草、あるいは農作物などがあります。これらの豊富な農林資源を、チップやペレットに加工したものを、ペレットストーブ、あるいは冷暖房や給湯のボイラー、発電設備などにまた、堆肥化したものを農地へ還元して、利活用できると考えられております。

こうしたことが、地域の活性化と資源の環境につながり、ひいては、産業開発と環境保全に寄与できるものと考えます。こうした有用と考えられる地域資源を活用するために、地域新エネルギービジョンやバイオマスタウン構想の策定につきまして、関係部署と協議を行っておりますが、現在のところ、具体的な事業を計画する段階に至っておりません。これは、結局は実際にやった時に経済的に採算があうかどうかと、このことが一番大きな課題でございます。安芸高田市もこの木材のペレットというのは、調査を考えたことはありますが、実際に採算が合わないという問題がございまして、まだ前に進んでおらないと、これは今後、技術が進歩して採算が合うようなものも出てくると思いますが、我々としては、できるだけそういうものを待ちながら地域の資源を活用するように考えていきたいと、このように考えておりますので、世界の化石燃料の減少や環境保全などの状況を踏まえ、この問題は喫緊の課題と認識しておりまして、バイオマスを含め、新エネルギーについての研究は、引き続いて取組みをしまいたいとこのように考えております。

以上でございます。

松 浦 議 長

以上で、市長答弁を終わります。

答弁もれはありませんか。

再質問を求めます。

明 木 議 員
松 浦 議 長
明 木 議 員

議長。

1 番 明木一悦君。

それでは、ちょっと今の答弁に対して、再質問させていただきます。

まず、第1問目の退職金制度についてなんですけれど、これは退職金組合の方でいろいろ内容決めていくということなんですけど、実際にですね、単市での取り組みとして、条例化して、市長の方がこれには参加しないということもできるんじゃないかなと考えられるんですけど、そのあたりはいかがでしょうか。

第2点目、男女共同参画なんですけど、確かに課長職以上の方が5人以上いらっしゃるということなんですけど、7%という非常に低い割合ですね。今の機構から考えると4役会議、そして部長会議、課長会議に下りていくわけなんですけど、ほとんどのことが部長会議以上で決められていると思われまして、そこで女性が参画できないということは、ある程度偏った考えになっていくんじゃないかと、いう懸念があります。また、その中で答弁の中にあっただけなんですけど、能力の開発へ取り組んでいくということは現在、女性の職員の中にその能力を持った人がいないということのようにとれるんですけど、それはどうなんでしょうか、お伺いいたします。

松 浦 議 長

ただいまの再質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

広島県職員退職手当組合に、これは安芸高田市でもずっと町村の時から加入をしております、先ほど申し上げましたように、8市8町14一部事務組合、全部で30の団体がこれに加入しております。結局これは、その退職手当というのは、退職する職員も同じですが、それによって、一遍にごそっと退職金がある場合があるわけでありまして。これをやっぱり、ひとつの市町村では、財政的に非常に無理が来る時があるんで、したがって、約8,200人くらいの今、団体でございますが、これが、それぞれ負担金を払っておいて、いるときに一部事務組合から退職金を払ってもらおうと、その方がやはり一時期に退職金がどっといるような、そういうことのないようにということで、皆さん知恵を出して、全国にこの退職手当組合というのは、各県にあるわけでありまして。そういう組織をつくっておるわけでございます、これから脱退をするというのは、私は将来的に見たら得策でないというように、今でもやっぱり新しいのが入ってくるという状況にあるわけでございます。

そういう意味で、今までずっと一部事務組合でやってきたということでございますので、今後ともやはりそういう意味から申し上げましても、退職金の無理がこないように、平準化できるようにと、そういうことで私は退職組合を続けた方がいいと考えております。

それから、女性の登用でございますが、議員おっしゃるとおり全部の管理職の7%に今とどまっておるわけでございます、今後女性

の登用には、我々も男女共同参画という大きな国の施策もある、時代の流れもあるわけございまして、それに沿うように努力をして参りたいとこのように考えています。

明 木 議 員

議長。

松 浦 議 長

再々質問を許します。

1 番 明木一悦君。

明 木 議 員

議長。

これで最後になるわけなんですけど、私が先ほどから言ってる退職金制度の件についてはですね、特別職4つあるわけなんですけど、その関係について申しているだけで、職員の退職金を組合から脱退しろということじゃないんですよ。最後になるんでお聞きしたいと思うんですけど、例えば市長が4年間任期を全うされれば、1,700万、約、で、助役が800、4、50万、収入役は今回なくなられるかまだははっきりわかりませんが、680万あたりじゃないかなと思います。また、教育長についても600万何がしかのものが出るんじゃないかなというふうに思われるんですけど、それを、その分についてのことを言っているわけで、他の職員については言っていません。とにかくその負担金をなくして、例えば、それを反対に、報酬を上げて退職金をなくしていくと、少しでもその負担金を減らして、財政に還元できないかという方向性で考えることができないのか、そのあたりについて最度、退職金についてお聞きします。

また、女性の登用については、ぜひ、ここで今回人事において、部長職がなくなったというのは非常に、先ほども言いましたけれど、政策を考えていくうえでかたよることが考えられますので、本当に努力していただきたい。また、いろんな審議会、以前からも言ってますけど、そういうところにも女性の登用、もっともっと早い段階で、せっかくこの男女共同参画プランが3月に策定されましたんで、それが何の意味を持つか、また早急に取り組む必要があると言われましたんで、その言葉に、私も信じますんで、そのあたり努力をしていただきたいと思います。

また新エネルギー、経済的に効果がまだ見られないということで、しかしながら、喫緊の課題として捉えられております。継続して今後もその研究の開発を行っていくということなんで、ぜひ先進的な取り組みを努力していただきたいと思います。

以上で終わります。

松 浦 議 長

ただいまの明木議員の再質問に、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

先ほども申し上げましたように、この一部事務組合の退職手当組合というのは、ずっと前からあるものでございまして、特別職だけ脱退することができるかどうかという問題もあるわけございしますが、全国的に見ても、この1,800いくらの市町村の中で2つくらいしか、廃

止したのではないということをごさいます、やはりこの趣旨というのはそれぞれ、4年に一遍ずつ審判を受けて、4年しか実際には保証されておる期間はないと、こういうような意味もあってそういう制度ができておると、全国的にそういうものがあるわけをごさいます、そういうことであろうかというように考えております。そういうことで、脱退をするか、できるかどうかというのは、今後研究はしていく必要があろうというふうに考えておりますが、私は先ほど申し上げましたように、今までずっと続けてきた皆の知恵を集めた一部事務組合でありますので、これは有効に使っていった方がいいのかと、このように考えておるところをごさいます。

女性の登用については、ご指摘のとおり今後とも努力をして参りたいと、このように考えておりますのでよろしく願いを申し上げます。以上をごさいます。

松 浦 議 長

以上で、明木一悦君の質問を終わります。

~~~~~

松 浦 議 長

続いて通告がありますので、発言を許します。

16番 今村義照君。

今 村 議 員

議長。

松 浦 議 長

はい。

今 村 議 員

16番、今村をごさいます。あきの会に所属をいたしております。私は先の通告に基づきまして、大枠2点質問をさせていただきます。まず、その1は地方分権化における市独自の政策推進について、これが1点をごさいます。次に大枠2点目の質問は、子どもの育成教育目標についてをごさいます。

地方分権化に向けて、そのための市条例を設定され、次のような推進項目において市の方向性を示されるお考えはないかというのが、1点目をごさいます。

もとより地方分権は、今や税財源の移譲をめぐり百花繚乱の議論が行われ、中身の程は当中山間地域における地方自治体にとっては、今や財政運営にとって大変厳しい内容の方向で論議が進められておりますが、今日はそのことについて憂いても仕方がありませんので、地方分権化に従う我が安芸高田市の独自の政策推進について市長のご所見をお伺いしたい、これが第一義とするものでごさいます。

県は平成11年12月に広島県市町村分権システム推進計画によりまして、権限移譲を推進する前提として市町村の行政体制の強化、及び整備によって、人材確保のシステム、あるいは職員の能力開発、あるいは受け入れとしての研修システム、さらに順次、人材の交流システムを挙げて合併化に向けて促進を図ったわけをごさいます。その受け入れ体制として、当安芸高田市も誕生したわけをごさいます。地方分権が市と国や県との対等性に鑑みれば、市独自の自己決定の結果が制度化されるべき、そういう観点に立って条例の制定を提案するわけ

でございます。地方分権化時代において、市が主体的に自らの自治像を描くことが求められているというふうに考えるわけでございます。そのための第一として、自治基本条例を制定し、市としての地方分権の理念や国や県の分権の推進計画だけでなく、自分の言葉として表現すべきだろうと思うわけでございます。

これまで自治振興部の所管として、合併後安芸高田市総合計画が新市建設計画を基調として作成されました。その基本構想である住民との協働による行政の推進、こういう点から、自治の住民自治、地域振興、また、まちづくり委員会等の設置などによりまして、市の生き残りをかけた分権の一端、このことは評価されるわけでございますが、分権対応の基本的自治に向けた条例で、さらにそのことを一步つき進んだかたちで政策展開が望ましいのではないかとというふうに考えるわけでございます。

また第2の方法としては、条例という形ではなくしても、独自の自治推進計画を策定することも考えられるわけでございます。その内容については、自治推進にあたっての基本理念、あるいは移譲を受けることを検討する権限の一覧、自治推進にあたっての組織体制、計画期間などがございます。

まず1番目は、その前提にたつての質問でございますが、市の現状を考え、目指すべき基本目標の実現に向けて次のような対策についてのどのように対応されるかという点でございます。

安芸高田市を中山間地域としてとらえ、その基本目標たる将来像を恵まれた自然環境の中で人々が生き生きと暮らし、楽しむことができる新たな定住と交流の場、そのとらえ方として施策展開をどう構築し、地方分権化における地方自治の視点から、目指すべき基本目標の実現に向けて、その対策をどのような対応をされるのか、お伺いしたいのが次の7つの対策であります。一つ一つの項目について詳細な対応策についてはお伺いする気はございませんが、総括的にその進め方の方向性をお示しを願いたいと存ずるわけでございます。

まず1点目は、行財政改革の重点対策、2番目として定住促進対策、3番目として農林水産業等の産業対策、交流促進対策、高度情報化対策、先ほどから議論も出ておりますが地域資源対策、さらに7番目として生涯教育対策でございます。

次にその対応にあたりまして、2番目としてそのための組織のあり方についての問題でございます。もとより地方自治事務については法律に基づく権限を総合的に運用して、地域のニーズに適合した行政を展開することが、基礎自治体である市町村に求められているのが当然でございます。これまで、ややもすれば中央官庁の分担管理原則のもとで、法律毎の縦割りの業務が遂行される傾向にあったわけでございますが、今後は法律の範囲内という制約はあるにしても、自らの解釈のもとで条例を設定し、横出しや上乘せといった手法を用いることがこ

の地方分権化によって可能となり、自来進められてきた現場のニーズを法律にあわせることから、今後は法律を現場のニーズにあわせることが重要になってくるというふうに思うわけでございます。県条例など安易に横すべりさせることではなくて、地域のニーズに対応できる基準などを、自覚的に検討できる体制が求められると考えられるわけでございます。そのためにはひとつの部門や、ひとつの課の原案策定ではなくて、全所的に対応できる体制、横断的な組織が不可欠となってまいります。自らの制作が他の部局に説明でき、自治推進適合のために全所的に検討、立案できる能力、またそういった組織体制が必要となってくるというふうに考えられますが、自治推進に向け、どのような組織のあり方についてお考えか、所信のほどをお伺いしたいのが1点目でございます。

次に大枠2点目、子どもの育成、教育目標についてでございます。次代の育成について提案するものでございますが、現在、行政課題のひとつに目的的に事業を推進することに欠けているのではないかと、あるいは将来設計に対し、具体的目標に欠ける点にあるというふうに私は認識をいたしております。行政において具体的な数量への挑戦ということは、行政執行者にとれば嫌うのはよく理解できるわけでございます。その目標に到達できなかった時のことを考えますと、その責任の程を思うわけでございます。ですけれども今や行政のなすべきこと、しなければならぬことを住民に明確に示し、情報を開示することは今や当たり前だと言われる時代になったわけでございます。このような観点から、10年間の育成目標ということで長期にわたるわけでございますが、子どもの育成ということについて考えると、長期にならざるを得ないわけでございます。そこで具体的に10年後小学生の6年生時、中学3年生時のその時に県内一の体力、県内一の学力を有する子どもたちの育成目標ということをつたえられないかという点について、市長及び教育長のご所見をお伺いしたいところでございます。

関連の質問は、自席にて再度行わせていただきます。

松 浦 議 長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

児 玉 市 長

市長 児玉更太郎君。

ただいまの今村議員さんのご質問、地方分権における市独自の政策推進と、こういうことでございます。まず地方分権における市独自の政策推進、そのための条例制定等、市としての方向性という、お尋ねでございます。

地方分権の推進に伴います事務権限の移譲につきましては、広島県との相互協力のもとに、具体化プログラムを策定いたしまして、このプログラムに沿って、円滑な移譲へ向けて現在、取組みを進めておるところでございます。また、個別の対応につきましては、長期の総合計画に基づいて取組みを行っております。なお、行政組織、機構につきましては、新市発足後2年を経過する中で、職員数の減少について

も視野に入れ、来年度の当初を目標にいたしまして、現在、見直し作業を進めておるところでございます。具体的に市の条例をつくってはどうかというご質問でございますが、我々としては現在の段階では、それぞれ移譲については、県とのプログラムを策定して現在進めておりますし、個別の対応についても長期総合計画に基づいて現在取り組んでおるわけございまして、その中で条例化するものが必要かどうかということについては、また検討の余地があるかというように考えておるところでございます。

以上です。

松 浦 議 長

続いて答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

佐藤教育長

ただいまの、今村議員のご質問にお答えをいたします。

子どもの育成教育目標についての質問でございますが、将来の安芸高田市内の子ども像を描き、10年間における目標値を定めて取り組んでいくことは大切なことだと考えております。

そのためには、学力面、体力面における現状を把握し、課題を整理して、意図的、計画的な指導を行う必要がございます。全県で実施しています基礎基本定着状況調査によりますと、現在の安芸高田市の学力は、小中学校とも、国語、算数、数学、英語のすべての教科において県平均を上回っており、おおむね基礎基本の定着は図られていると捉えているところでございます。しかしながら、今求められている確かな学力とは、基礎的、基本的な知識や技能はもちろんですが、これに加えて学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などを含めた幅広い学力を育てることが必要とされております。現状では、勉強が好き、授業がよくわかるなど、学習意欲や論理的思考力、コミュニケーション能力が県平均を上回っているという課題もございます。

教育委員会といたしましては、教員の指導力向上のための指導支援を充実させまして、10年後は県内一の学力定着を目指すために、まず来年度の種々の学力調査において、思考力、表現力の領域において今年度比を目指していきたいというように考えておるところでございます。

次に、体力面でございますが、平成17年度の安芸高田市の体力テストの結果を見ますと、抽出校ではありますが、小学生で広島県の県平均よりポイントの高い種目が、8種目のうち5種目ございます。特に反復横とび、敏しょう性を判断するものであります。それとか20メートルシャトルラン、全身持久力を判断するものであります。に優れております。課題としては、握力、これは筋力ということになります。長座体前屈、身体を前にかがめるということで柔軟性と、この2種目がございます。中学校におきましては、平成17年度の中学2年生の体力テストの結果が公表されておりますが、県平均よりポイントの低い種目は8種目のうち、男女とも1種目、握力でございます。

小学校、中学校ともに県平均より劣るのが、握力に現れた筋力ということでございます。現在、市内の小学校では、国の委嘱事業として、子どもの体力向上実践事業を実施しております。小学校では、全校で縄跳びを使った体力づくりに取り組んでおります。

また、体力や活力は、生活習慣や食事との関係も深く、広島県全体で、朝ごはんを食べるとか、外遊びをするとか、本を読む、いわゆる食べる、遊ぶ、読むのキャンペーンを張りながら学校と家庭が連携した子どもの生活習慣づくりに取り組んでいるところでございます。10年後には、握力を高め、その他の種目もバランスよく発達するよう、一層の努力をして参りたいと考えております。

以上でございます。

松 浦 議 長

以上で、答弁を終わります。

答弁もれはありませんか。

再質問ありましたらしてください。

今 村 議 員

議長。

松 浦 議 長

16番 今村義照君。

今 村 議 員

どうも質問の意義と、答弁の内容がかみ合わない点があるように思うわけでございます。

結論的に言えば、答弁の上では県とのプログラムに沿ったかたちで施策を展開しているということだろうというふうに思うわけであります。それに沿って、長期総合計画に基づいたかたちでの見直しをやりながら、今後の施策展開ということでございますが、私が第一にこの時点でお伺いしたかったのは、地方分権化に伴って、市独自のかたちでの政策展開というご意志があるかないかというのがポイントでございます。そこら辺についての市長の認識について、改めてお伺いをいたします。

また、仮に市独自の政策展開をするということになると、現状の組織体制ではどういったようなことが欠けているのか。私は、若干問題もあろうかと思うわけでございますが、そこら辺についての認識のほど、改めてお伺いするところでございます。

ちなみに、市独自のかたちでは重要な施策というのを事例として掲げてみたいと思いますが、市の独自の決定権のあるところは、例えば先ほどから議論が出ております職員の給与の問題であるとか、あるいは情報公開制度の問題であるとか、それから障害者及び高齢者、少児に対する医療制度の問題であるとか、こういった独自のかたちでの補助的な支給の問題であるとか、こういうのは現実的に市独自の態勢として考えられるわけでございます。条例制定をするということは、分権時代における議会及び行政との間でしっかり議論が行われ、そのことが認められるわけでございますから、まさに住民と行政とが協働の政策推進にあたるという、第一歩であろうというふうに思うわけでございます。ここら辺の認識のほど、改めてお伺いし、そのためには組織的に先ほど申しましたが、全庁的に組織体制をさらに強化し、それ

それぞれの職員の質を高めながら自分自身の問題として、その政策推進にあたる、このことが求められるだろうと思うわけですが、そのことを改めてお伺いをしたいと思います。

次に、2点目の教育目標についてでございますが、教育長のおっしゃるように、確かに今の現状分析をした上で、これから長期の対策を立てるというのは、的を得ているだろうというふうに思うわけですが、やはり現在もっとも私が危惧するところは、全般的に安芸高田市で子どもたちに教育をさせる場合、将来への進路保障が確立されていないというところが大きな問題でございます。先ほど議会として湧永製薬との協議の段階でも、そのときに出た問題でございますが、やはり子弟の教育について、安芸高田市の現状では非常に寂しいものがあるという言葉もございました。現実的には恐らく小学校、あるいは中学校に進路を決める場合に、約3割くらいの子どもたちは、市外流出をしているのではなかろうかというふうに思うわけですが、

このことは、残念ながら市内の公教育において、そこに託し得られないものが保護者の中で考えられ、残念ながらそういった状況にあるかというふうに思うわけですが、そのことを憂いても仕方ありませんので、やはり中長期的にその目標を持って、その市民の十分な期待に応えられる対応策を今後、立案していくことが必要であろうというふうに思うわけですが、そのためには市民の前に具体的な目標として、そういった目標を掲げ、そのことをチェックしながら、その目標に向かって突き進んでいくという体制づくりであろうというふうに思うわけですが、

このことを改めてお伺いし、これからの政策推進についてのご所見を改めてお伺いをいたします。

松 浦 議 長

ただいまの再質問に答弁を求めます。

児 玉 市 長

まず初めに、市長 児玉更太郎君。

地方分権の流れのなかで、どのように市が対応していくかということであるわけですが、御存じのように国は三位一体の改革の中で分権をするという、そういう方針は出しておりますが、中身の実態を見てみますと、なかなかその分権というのは権限だけもらってもできないので、財源が伴わないとこれはできないということでありまして、したがって、本来の意味の理想的な分権というのは、言葉だけはうまく言われておりますが、実態がうまく伴っていないというのが我々地方をあずかる者としての苛立ちがあるわけですが、

国は補助金をなくして、税金で権限を移譲すると言いますが、大事な補助金は絶対に国が放さんということがあるわけですが、これは官僚である場合はそれがやはり、人間としては当たり前のことだろうと思います。完全に権限を放して予算まで放してしもうたら、東京へ陳情に行く者も、頼みに行く者も、代議士へお願いする必要もないと、こういうことなんで、これはやっぱり人間として、官僚が絶対

に放さんというのが、ここで結局、三位一体と地方分権が行き詰まっておるといふ実態があるわけでありまして。恐らく小泉さんでもなお、そこはできなかったということは、次の内閣でも私は、小泉内閣以上の主導を握るのがでてくれば別ですが、なかなかこのことは難しいと、いふように私は東京へ行って見て感じます。

そういうなかで、もらった分権をどのようにうまくやっていくかということが、我々の知恵の出どころであろうと、このように考えるわけございまして、御存じのように、地方交付税がどんどん減ってくるなかで、もらった分権さえも返さざるを得んと、金がないから。こういうようなことも起こってくる可能性があるわけございまして、この分権というのは言葉だけ先に走っておりますが、なかなか実態が伴っておらないというのが実態でございます。

そういうことで、そういう中で、我々は今の可能な範囲内の分権をどのようにするかと、こういうことであろうと思ひます。したがって、ご指摘のように、それぞれ条例をつくってやった方がいいか、現在やっております、この事務移譲というのは、プログラムに沿って、私はできると考えます。しかし、これに金が伴ってこんのが、一番我々の心配なところであることございまして。したがって、条例によって先ほどご指摘のように行財政改革の重点施策、定住対策、農林水産業の振興、交流促進対策とか、あるいは、高度情報化対策とか、地域資源対策とか、生涯教育、そういうものについて、いちいち条例で対応したらいいかどうかと、こういうこともあるわけございまして、現在、それぞれ先ほど申し上げましたように、長期総合計画に基づいてこういうことに取り組んできておりますし、当初予算の中にこういうものを反映してきておるわけございまして、どの分野にそれじゃあ条例を当てはめてやるかと、こういうことは今後十分検討していく必要があろうといふように考えておりますので、ちょっと私も不勉強で今村議員さんおっしゃった各項について、それじゃあこれについては、条例が当てはまる、これは今までの施策でやっていけると、こういうやはり、分類を今後する必要があるとこのように考えております。

松 浦 議 長

引き続き、再質問の答弁を求めます。

佐 藤 教 育 長

教育長 佐藤勝君。

先ほどの将来への進路保障という言葉で質問されましたけれども、そのことについてお答えをしたいと思います。

確かに、市内の高等学校だけで、将来の進路希望が達成できるかということについて不安を持っておられる子どもさん、あるいは保護者の方がおられるということについては、私といたしましても、できることならば市外の高等学校とかあるいは、私立の学校に行かなくてもすむような教育を進め、そして進路希望が叶えられるような学校づくりということを考えていかななくてはならないと、このように思ひます。ただ、私が所掌しております学校につきましては、市町村立の公立の

学校でございますので、設置者が違います県立学校については、直接  
どうこうということは、非常に難しいハードルがあるわけではござい  
ます。

したがいまして、そうは言いましても、中学校の子どもたちが高等  
学校に安心をして行かれるということについては、中学校の教職員に  
ついては同じ気持ちでございますので、毎年のことではございますが、  
今年は少し時期を早めて、一遍目はもうすんでおりますが、6月の3  
0日に改めて、中・高の進路指導の担当者の連絡会も開くようにしな  
がら、中学校から高等学校に対するいろんな願いとか、要望もして参  
りますし、逆に今度は高等学校の方から、もっとこういう点について  
力をつけてもらいたいということについてもお話しを聞きながら、双  
方、お互いの自分の課題を克服すべく努力をしておるとい状況でござ  
います。

ただ、公立学校と言いますのは、小学校、中学校、特に義務教育で  
ございますが、選んでその学校に来るとい制度ではございませぬ。  
そこに住んでおる子どもさんの明治5年の、学制発布ではございませ  
んけれども、「邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す」  
ということで、設置されたのがこの義務教育というものでございま  
すので、選んでその学校に来ておるといことではありませぬ。したが  
って私立の学校については建学の精神というのがございまして、学力、  
あるいは、進路希望を叶えるところの学力をつけることで、自分の学  
校を世に知ってもらい、多くの子どもに学んでもらいたい。あるいは  
スポーツを通して学んでもらいたいといことがあるかも知りませぬ  
が、小中学校の場合は人格の完成を目指すとい全人教育を主要に  
やっておるところで、学力だけにこだわっていかれるといことにな  
りますと、非常に公立の小中学校としては、なかなかそうはいかない  
ところがございませぬが、目標だけは確かに持ちながら全力投球をして、  
市民の信頼を叶える努力をして参りたいとこのように思いますし、学  
校の取り組みにつきましては現在学校評価といもので、目標値を定  
めて、そして内部評価、外部評価を通しながら結果については、学校  
だより等で市民の皆さまにも公表をさせてもらっておるし、学力定着  
状況調査については、あきたかたの広報で公表もさせてもらってお  
るといところでございませぬ。

以上でございます。

松 浦 議 長

以上で、答弁を終わります。

再々質問がありますか。

今 村 議 員

議長。

松 浦 議 長

16番 今村義照君。

今 村 議 員

もちろん第一の問題でございますが、各項目について、それぞれの  
基本的な考え方を全部が全部聞こうといふうには思っておりませぬ  
でした。出ましたように、確かに分権化の中で大きな財源との絡みの

問題が最大重要課題でございますが、やはり、先ほど市長の答弁の中で、私は気になる言葉が出たわけでございます。せっかくもらった分権ということでございますが、私はもらった分権というふうには考えんわけでございます。これはやはり地方がこれからの独自の政策推進について、自前で生きるんだという考え方を、この厳しい財政状況の中で、このことが我々中山間地域における突き詰められた問題でございます。そのことを行政と議会と、あるいは市民と一体となった考え方で政策のあり方というのが本当は検討されなきゃいけないんだろうというふうに思うわけでございます。まずその視点に立って、改めてそういったご決議のほど、お聞きをしたいというのが最後の質問でございます。

子どもの育成の問題でございますが、やはり目標を立てて確かに公教育の限界というのはあるわけでございます。しかしながら、全体的な底上げをはかるといのは、共通の課題であろうというふうに思うわけであります。そのことを具体的に今度取り組んでいかれるという方向で受け止めたわけでございますが、これからの実際のあり方について、さらに市民の前にそういったことが目標として、設定できる状況をともにつくっていきたいと思っておりますが、そこら辺についてのお考えをお聞きして、質問の最後といたします。

松 浦 議 長

ただいまの再々質問に対し、答弁を求めます。

まず初めに市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

私がもらった分権ということを申し上げたとすれば、ちょっと誤解を招いたのではなからうかというふうに思います。

やはり分権というのは、今の状況から見ますと、やはり県知事がいつも言われるんですが、これは地方と中央の戦争なんだと。力の強くて勝った方が分権を勝ち取るんだと、こういうことですね。ですから、その国がこれをやろうと言って、県がこれをやろうと言って、もらった分権というのは、本来の勝ち取った分権ではないというように思います。本当にほしい分権を、先ほど申しあげましたように、財源が伴う、ほしい分権を勝ち取る、これはやはり力関係になると。地方と国との力関係になるというふうに、私は思います。この分権の問題が一番最初に出たときに、もう合併前ですが、全国の世論調査、特に町村の世論調査をした時に一番多かったのは、農地転用を町村へ権限をくれと、農地の転用。今はせどへ持って行って、畑へ墓を一つつくるんでも、全部農業委員会へ転用の許可を申請して、それを県へ持って行って、県知事がこれを許可するという事なんですよね。それから、保安林解除も同じことなんですよね。わずかその50メートルほど保安林に林道がかかったためにその手続きをするのに、保安林解除の手続き1年かかると、しかも分厚いこのくらいの申請書を出さないけん、しかも、天下りをした会社に頼めば早くできると。天下りのおらん会社に頼めば遅くなると、まことに矛盾したことが起こっておるん

です。その保安林解除の農地転用が一番欲しいんだと。地方は。で、農業委員会で、墓をせどへ建てるけえ、畑を農地転用、農業委員会が許可すりゃいいじゃないかと。ただ国は、農地政策は、国が持つとかにゃいけんということなんです。そりゃ、まあ理由はわかる。しかし、それは5町、10町、大きな転用の時には国が持つとればいいんじゃないけえ。わずか10坪の墓をつくるんでも、国が権限を持つとるという、非常に矛盾したことがあるわけなんです。そこらが、官僚が、自分の権限を放さんというのが大きな課題であります。なんぼ言うても国はそれを認めんと、というのが実態でありますんで、そういう意味から分権というのは、私は勝ち取るもんであると、このように考えております。そういう意味で、今後とも分権については、我々も努力をしていくと、いうように考えております。

松浦議長

続いて答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

自席でやって下さい。

佐藤教育長

それでは、自席にて答弁をさせてもらいたいと思います。

安芸高田の教育について、確かな目標を持ちながら前に進んでいくべきだということですが、先ほど申し上げましたように、毎年教育委員会としては、目標を掲げながら校長に示しておるわけであり、冒頭申し上げましたように、教科が好きであるとか、あるいは満足しておるとかというようなアンケート、基礎基本定着状況調査と合わせてやっておるわけですが、例えて言いますと、教科が好きだというのが広島県の平均よりも低いのが、小学校の国語と、小学校の算数、中学校の数学と、中学校の英語ということになっておるわけですが、通過率そのものの点数はいいんですが、教科が好きであるか、好きでないかということになりますと、気力とか感心とか、ということにもつながりますので、それについて、県の平均は上回るように努力しようとか、あるいは、基礎基本定着状況調査で通過率70%以上の子どもを70%つくっていかうとかいう、あるいは、ひとり1年に2回は授業研究というものをやろうとか、そういう目標も掲げながら、校長、あるいは教職員の方への意識を向けておるところで、結果的には、結果は出ておるんですが、人数が非常に少ない学校もございますので、ひとりの結果について上がったたり下がったりで、大変落ち着かない結果が出ることもあるわけですが、それを校長らの教員の力を結集しながら努力していきたい。そして、目標値については公表していくように一応学校の方では、学校評価の中で指導はしておりますので、それをご覧いただきたいとこのように思います。

以上でございます。

松浦議長

以上で、答弁を終わります。

以上で、今村義照君の質問を終わります。

この際、11時35分まで休憩といたします。

~~~~~

午前 11時20分 休憩

午前 11時35分 再開

~~~~~

松浦議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、通告がありますので発言を許します。

19番 渡辺義則君。

渡辺議員

はい、19番。

松浦議長

はい。

渡辺議員

19番、新政会の渡辺でございます。かねて提出しております課題について2点ばかりお伺いをしてみたいと思います。

今後の農業の振興と市の役割についてということでお尋ねをしておりますが、昨今の我が国の農業の農村を取り巻く状況は、急速な変革な時代を迎え、生産性重視の競争原理導入により、中山間地域の劣悪な条件での農業経営は極めて厳しい状況にあります。平成19年度より推進される、品目横断的経営安定対策事業に市としてはどのように取り組むお考えか、またその方向性と市の役割についてお尋ねをいたしたいと思います。

また、第2点はこの制度の推進にあたって、農業従事者の高齢化が進み、担い手制度や法人化の進まない地域もあると思われませんが、そうした地域の農地保全等についてどのような対策を講ずるか、お考えをお尋ねをしてみたいと思います。

答弁によって自席の方でまた質問をさせていただきます。以上2点について、簡潔明瞭な答弁をお願いします。

松浦議長

ただいまの渡辺義則君の質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長

今後の農業振興と市の役割ということでございます。渡辺議員さんの質問についてお答えをしたいと思います。

ご承知のとおり国は平成17年3月に閣議決定をいたしました新たな農業の食糧・農業・農村基本計画の重要施策のひとつとして、平成19年度から品目横断的経営安定対策の導入を決定しております。この対策はこれまですべての農家を対象としてきました、品目ごとの価格政策から対象を担い手にしぼり、経営に着目した所得政策に大きく転換する、戦後では大きな農業政策の転換というように、我々も考えております。

市といたしましては、3ヘクタール以上の大型稲作農家や中山間直接支払協定代表者等を中心にこの対策の説明会を、これまで3回開催をいたしました。市内の45会場で開催された農協主催の集落懇談会におきましても、新しい農政の周知を図ってきておるところでございます。本対策は有効に活用できるよう、この対策が有効に活用できる

ように認定農業者や、集落営農組織などのいわゆる担い手への啓発推進に努めて参りたいと考えています。

また、本対策の対象にならない地域につきましては、いわゆる個人で、4ヘクタール集落でやる場合は20ヘクタールという決まりがあるわけで、これは広島県では多少緩和されるやに聞いておるわけでございますが、この4ヘクタール、20ヘクタールの対象にならない地域については、結果的に米価の価格補填を受けることができません。それがために、生産意欲が減退し、ひいては農地の荒廃につながる可能性が多分に考えられるわけでございます。農村地域における農地の多面的機能を維持していくために、農業の持続、農地保全を図ってまいりたいと考えております。現在取り組んでおります、中山間地域等直接支払制度や、来年度から始まります、農地・水・環境保全向上活動支援事業などを効果的に活用いたしまして、取り組んでまいりたいと思います。今年度広島北部農協、安芸高田市農林業振興公社、農業委員会との連携により取り組んでおります、集落営農の推進活動の中で、来年度からの具体的支援策を検討してまいりたいと思います。

なお、具体的な問題についてはまた後ほど、ご質問がございましたら担当部長からも答えていきたいと思っております。

松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

再質問ございますか。

19番 渡辺義則君。

渡 辺 議 員

ご承知のように、安芸高田市の現状というのが86%が1ヘクタール未満の農家ということで、しかも農業従事者の高齢化率は年ごとに高くなっておる現状でございます。表を持ってきておりませんが、75歳以上の方が一番多くて、逆三角形で50歳以下というのがわずかにあるというような、5年なり10年先が非常に見通しが暗い、この場で言いたくない言葉を使わなければならないのが現状であります。5年、10年後が大変危ぶまれておるということでございます。その点でただいま市長答弁の中でございましたように、農協とかは農林業振興公社等々の役割というお言葉も出ましたが、安芸高田市で合併当初から、農業の振興ということで組織をとということで、支援センター等々の言葉も出てきておったわけでございますが、現在ではこの市の農林業振興公社の方にその順も回っておるようでございます。今後こうした、やはり公社である行政が主導して地域の農業を施策として進めていくということも大変重要なことだろうと思っております。地域の市の基幹産業であるがゆえに、大切な問題であろうと思っておりますが、この公社についてどこまで支援する計画があるのか、あるいは今後の農林業振興公社の方向性等について、現在お考えの範囲でお尋ねをしてみたいということでございます。主要には今後農林業公社の方向性、将来性についてお尋ねをしてみたいと思っております。

以上です。

松浦議長 ただいまの再質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長 現在、新しい施策を受け入れるようにと、こういうことでそれぞれ農協、農業委員会、あるいは役場等が、地域へ出向いていわゆる新農政の枠に入るような、先ほど申し上げましたような、個人なら4ヘクタール認定農家、営農集団なら20ヘクタール。これは、広島県では聞くとところによりますと、4ヘクタールというのは、6割から7割ぐらいのところ、6割にすれば一応2.4ヘクタール、このぐらいまで緩和できるんじゃないだろうかという話も聞いておりますが、そういうことで、できるだけこの枠内に入って例えばこの枠内に入らにゃ、転作しても大豆つくっても、大豆のプラスの補助金があるから、大豆がしてくれるわけでございますが、このプラスの補助金がなくなると、そういう問題がございますので、プラスの補助金がないんなら大豆つくるものは転作でおらんなんと、こういうようないろいろ難しい問題が出てきております。したがってそれを今後とも早い時期に、できるだけ補助金の枠が取れるような、体制に全体を持ってきたいと思えます。しかし、まだそれでも、その枠にこぼれるのがかなりいうか、大多数がそういうことになるんじゃないだろうかという心配があるわけで、そういう問題がございますので、今後はそういう努力をして参りたいと、特に振興公社については、もともとこの振興公社ができたのは、ほ場整備がどんどん進む時期に振興公社ができて、振興公社が人と機械を両方装備をして、請負耕作的なものを始められたということがございます。しかし今、機械装備をして、職員が農業を請け合うというようなそういう時代ではなくなったわけございまして、これは、今後はいわゆる貸したい農家、借りたい農家、そういうものの中へ入りながら、いわゆる規模の太い農家に対して、小さい農家の農地を集積するという、そういうのがこの振興公社の使命ではなかろうかと、このように考えております。農業委員会もそのらの農地集積はしてもらっておるわけでございますが、なかなか農業委員会だけではその目が行き届かんということもございまして、やっぱりそういう職員が年中目を光らせて、そういう集積をしていくというのがひとつの今後の公社の使命ではなかろうかと。現在もそれをやっておるわけでございますが、そういうことで、今後ともやっ参りたいと思えます。ただ、今の振興公社の職員の数だけ、数があるかという問題は、今後内部で十分検討して、合理化できるところは合理化していく必要があると、このように考えております。

以上です。

松浦議長 以上で、答弁を終わります。

再々質問はありますか。

渡辺議員 議長。

松浦議長 19番 渡辺義則君。

渡 辺 議 員

市長さん規定の答弁をいただいておりますが、私が先ほど申し上げましたように、大変高齢化しておる、農業従事者が高齢化しておるといことで、国、県の示すような集落営農の法人化というようなこと、実態としては、集落営農はかなり進んでおると。ただこれを法人化するということになる、その事務処理、一時的にはあるかもしれませんが、市の退職者あるいは農協の退職者ということも一時的にはあるかもしれませんが、法人を立ち上げた場合に将来性が危ぶまれるという懸念がかなり僻地にはあるわけなんです。そういう実態を踏まえて、やはりこの農林業振興公社が今後の指導、リーダーシップをとっていただきたいというような思いをしております。

以上、お願いになるかもわかりませんが、その辺のご答弁がいただければ答弁いただきたいと思っております。

松 浦 議 長

ただいまの再々質問について、答弁がありましたら答弁してください。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

ご指摘のとおり、集落営農をつくりなさいと、そしたら、一定の補助金を出しますと、こういことでございすが、ご指摘のとおり集落営農というのをつくっただけじゃいけんのです。将来はこれを法人化に、法人化の前提に集落営農の組織をつくらないといけないいことで、集落営農をつくって、みんなが今までとおりやりさえすればいいわけじゃないわけございまして、そこが経理までぴしゃっと複式簿記でやる、その法人の、まず前提になるようなものをつくらにゃいけんいことでございすので、そこが一番難しいいことで、法人をつくったら勝手に解散するわけにもいきませず、今までの集落営農なら非常に弾力的に運用できたわけございす。そこらが一番難しい課題であるわけございす。向原町あたりでは、いち早く農林振興公社を作られたわけございすが、かなり有限会社等の個人の法人が請負をしておられるのもありますので、そういうのをできてくれれば、そこへ農地を集積するというのがやはり、将来的には一番いい方法ではなからうかという感じがしますが、なかなかそういうところもできてないところがあるわけございすんで、今後ともそういう努力をしていきたいと思っております。

松 浦 議 長

以上で、渡辺義則君の質問を終わります。

お諮りします。

この際、午後 1 時まで休憩といたします。

~~~~~

午前 11 時 53 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~

松 浦 議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、通告があるので発言を許します。

秋 田 議 員

2 番 秋田雅朝君。

2 番、政友会の秋田でございます。

私は次世代を担う子どもたちの教育改革施策について、大枠 1 点質問させていただきますが、現在国会においても教育基本法改正に向けて審議がなされていますが、今回においての決定がなされそうにない状況の中、義務教育改革については、中央審議会において昨年 10 月に新しい時代の義務教育を創造するという答申が取りまとめられ、その中で新しい教育の姿として学校の教育力、いわゆる学校力を強化し、教師の力量、教師力を強化し、それを通じて子どもたちの人間力を豊かに育てるということが提言されております。広島県、また本市においても新たな教育県、広島の創造に向け、教育改革施策において信頼される学校づくりが推進されており、そのひとつとして学校経営改革ということをも明記されています。先ほど述べさせていただきました、学校経営改革における学校力、教師力について本市におけるご見解について通告書に基づいて質問させていただきます。

まず、人事評価制度についてでございます。教育は人なりというように学校教育の成果は、教員の資質能力と熱意に負うところが大きく教員がそれを高めながら最大限に発揮されることが重要で、そのためには教員個々の能力や実績等が適性に評価され、それが配置や処遇、研修等に適切に結びつけられることが必要であり、文部科学省においては、教員の評価に関する調査、研究を全都道府県の教育委員会に委嘱し、自己申告と業績評価による能力開発型の評価方法や、評価者の研修のあり方などの検討が進められ、これらの成果を踏まえ、本年度以降実施予定の調査研究において、教育評価の改善充実を図り、評価結果の給与等の処遇等への反映について、さらに取り組みを推進することとしています。本県においても給与面で格差をつけることを含めた人事評価制度のあり方を本年度の検討課題に決められ、人事評価制度の改善充実、能力、実績などを適切に反映した給与処遇のあり方を課題とし、教職員を評価する、管理職の研修制度の充実策を検討することとしています。そうした中で本市においての人事評価制度について、これまでの取り組み状況、教員給与に評価結果を反映することを検討することについての教育長のご見解、今後の取り組みの中での課題は何かについてお伺いします。

次に、教職員の指導力向上についてでございます。本市においては、家庭、学校、地域が連携して夢と志を持った活力ある子どもを育てるべく、協力して育てる教育が展開されており、私は各学校における教職員のご尽力に感謝いたしておるところでございますが、最近教職員の指導力についての記事等を新聞等でよく目にするようになりました。教職員の指導力は児童生徒の人格形成や学力等に大きな影響を与えるものであり、指導力向上は市民ニーズの高い緊急課題と認識します。本市においても、新・教育戦略 21 では教育行政の効果的な運営のた

めの施策における教職員の資質向上として課題、施策をあげておられ、次世代育成支援行動計画における輝く子どもたちのためには、基礎学力の向上として、教職員の指導向上をあげられています。また、団塊の世代の大量退職期が迫る中、一定以上の資質と能力を持つ教員、教職員採用の必要も重要となります。文部科学省においては、平成13年度の法改正により、指導を適切に行えない教員を転職させる道を広げたり、人事管理システムの構築運用を推進し、継続的な指導、研修を行っているところですが、同省による調査では、指導力不足教員と認定されている教員は増加しているとあります。本県においても、教職員のさらなる指導力アップのためにと研修の新設、充実を推進し、校内研修の支援等に取り組むとしております。そうした状況を踏まえて、本市における指導を適切におこなえない教職員の状況はあるのでしょうか。

また、安芸高田市かがやきプラン実践プロジェクトにおける学校経営改革の計画的な人材育成と、教職員の質的向上のための研修会実施の取り組み状況、県が行う学校経営改革の教職員指導力向上事業の取り組み状況についてと、本市における今後の指導力向上対策について、教育長のご見解をお伺いします。

なお、再質問については自席で行わせていただきます。

松 浦 議 長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

佐藤教育長

ただいまの、秋田議員のご質問にお答えをいたします。まず、本市におけるこれまでの取り組み状況でございますが、県費負担教職員においては、県教委の人事評価制度を踏まえまして、自己申告による目標管理、及び教職員の能力、実績、意欲を評価する勤務評定を行っております。自己申告による目標の管理は、校長が発案する学校の経営目標の達成のために個人としてどういう目標を持つか、あるいは職能成長を図るために何を努力していくか等について個人個人の目標を設定して頑張るようになっております。その目標が妥当であるか、あるいはその目標に従って取り組んでおるか、進捗状況はどうか、年間を通しながら、校長が年間を通しながら面談をしながら指導をしていくのが現状でございます。

次に、教職員給与に評価結果を反映させることについての見解でございますが、基本的に、教職員が意欲を持って職務に専念し、自らの職責を果たしていくために、能力、実績、意欲を給与等などに反映していくことは、教育公務員の制度改革の中でも重要な事項となっております。このことにつきましては、現在、県の県教育委員会におきまして学校管理職の昇給及び期末勤勉手当に反映させることが検討されている段階でございます。今後市町村教委といたしましても県教委の指導を受けながら取り組んでまいりたいと思っております。

最後に、取組みの課題等についての見解でございますが、今後、学

校の経営目標と自己申告による目標の管理の目標連鎖をより図っていくこと、さらに勤務評定の客観性、信頼性を高めていくための評定者トレーニング等が重要になってくると考えておるところでございます。次に教職員の指導力向上についてお答えいたします。議員ご指摘のように教員の指導力は、子どもたちに直接大きな影響を与えるものであり、教員の資質向上がどの国においても叫ばれていることはご承知のとおりであります。さて、本市におきます、ご質問ありました適切に指導を行えない教職員の状況でございますが、いわゆる指導力不足認定の教員は現在のところはありません。

次に安芸高田かがやきプラン実践プロジェクトの学校経営改革の取り組み状況についてお答えをいたします。

教育委員会といたしましては、学校経営改革を、公教育を担う学校として地域に信頼され、地域の期待に応える学校づくりを推進することであると捉えております。そのために、教職員の資質や努力の向上は欠かすことのできない課題でございますが、年間を通して計画的に管理職研修や主任の研修を実施しております。さらに校内研修に出向いて、授業等の指導、助言も行ったり、教職員の自主研究組織でございます、安芸高田教育推進会への指導支援を行ったりして、特に授業力向上のための指導に力を入れとるところでございます。

最後に県が行う教職員指導力向上事業への取り組み状況でございますが、県は、学校経営基盤の確立と教職員の指導力向上のために、市町村教委の推薦によって、受講者を決定する。例えば美土里リーダー育成セミナーとか教育総合講座、あるいは民間企業研修や、長期研修等を行っております。市の教育委員会といたしましても、校長は教職員個々の能力や適性に合った計画的な人材育成プランを作成すること、またそれに基づいてそれらの研修に積極的に応募し、個々の職の成長を図るように指導しておるところでございます。

以上でございます。

松 浦 議 長

以上で、答弁を終わります。

答弁もれはありませんか。

再質問ありますか。

秋 田 議 員

議長。

松 浦 議 長

再質問、2番 秋田雅朝君。

秋 田 議 員

適切なる答弁をいただいたと思います。

それです1点目の人事評価制度についてでございますが、これは県としては、新聞等でも報じられておりましたけども、本年度の検討課題という段階でございますが、その中での私の質問でございますんで、なかなか答弁として、検討段階というかたちでの答弁というのは難しいかとは思いましたけども、答弁をいただいたことに感謝いたします。

それで、まずこれまでの取り組みについては、目標設定等されて、

それが各学校ごと取り組んでくると思いますんで、積極的な取り組みがなされていると感じました。それで、ここでもう1点質問させていただくとまた、これも新聞の受売りではございませんけども、県としてもこれは行政改革にも言えてることでございますが、公務員制度改革や人事院勧告の動向を見ながら、評価者制度の充実や既存の評価マニュアル改善に取り組むとされております。それで、そこでまた1点、お伺いしたいのが本市における評価マニュアルというのがあるのかどうなのか、また、もう1点は先ほど来申しました、県は2003年度から新しい人事評価制度というかたちで、この人事評価制度を取り入れられたということがございましたけども、これが先ほど教育長の答弁にもございました、信頼される学校など、各校が定める経営目標を踏まえて個人が目標を設定して、それから達成度を5段階で評価する仕組みということで、まだこのことは人事用の資料などとなる勤務評定には活かされておりますが、これが給与にもまだ反映されていないと、この部分が恐らく、今後給与の対象になるんだと思うんですけども、5段階という評価の段階で、そこらあたりがまだまだ検討段階ではございますが、そのあたりの教育長さんのご所見ですね、そこらあたりをお伺いしたいと思います。

それから、2点目の指導力の向上対策、向上力についてでございますが、午前中の質問の中の教育目標についての教育長さんの答弁のなかにもございましたけども、指導力の向上を図り、確かな学力をつける。ということで、また、各学校の教職員が目標を持って取り組んでいるとのご報告もございました。指導力向上については、学校改革のあらゆる面につながっていることを改めて認識した次第でございます。そうした中で、質問に答えていただきました、まず1点目の本市における指導を適切に行えない教職員の状況はあるのでしょうかというご質問の答弁で、現在指導力不足教員と認定されている方は、本市においては、今のところはないんだということを伺ったわけでございますが、まあこの言い方が適切ではないかと思いますが、ひとつそれは安心したところでございます。と申しますのも、いろいろ指導力があらゆる部分に学力だけではないと思うんですね。生活面も含めてあると思うんですが、ここでまたもう1点改めて質問させていただければ、学校内における指導ということにつきましては、いろいろ多面的な部分がございまして、それで、質問させていただいた部分については、いろいろな場面、状況が想定されますが、適切な指導という部分において本市における課題はございませんか、伺ってみるものでございます。

それからかがやきプラン、この件についての取り組みはしっかり地域に信頼される学校づくりということで、学校づくりが中心となって、主任を中心に取り組んでおられるということでございますんで、この取り組みをしっかりとさせていただいて、本市の教育に活かしていただきたいと思っております。

松 浦 議 長

その何点かについてのご答弁をいただきたいと思います。

ただいまの再質問に答弁を求めます。

沖野教育次長。

沖野教育次長

それでは、先ほどご質問がありました人事評価につきましての件を、まずお答えをしたいと思います。

評価マニュアルのことでございますけれども、この評価につきましては、人事評価の場合、様式がございまして、まずこの様式に従って計画を立てるわけでございます。基本は学校長の学校経営方針というものがございまして、それに沿ってそれぞれのものが、例えば学習指導面、学習指導以外の生徒指導であるとか、学級経営という面、それから、研究、研修といったような面につきまして、それぞれ目標を立てます。4月の段階で立てるわけでございますけれども、この時、教頭や校長がチェックをいたしまして、それぞれの先生に対して、もっとこういう面でやってくれないかといったことも含めまして、指導をいたします。その後、中間の段階で中間評価というものをいたしまして、さらに最終的に最終評価をするという形になります。したがって、途中の段階で普段の様子であるとか、あるいは授業参観等いたしまして、その辺のチェックをしながら、これを指導していくと、評価をしていくというかたちになります。途中段階の場合も、最終段階の場合も5段階で評価をいたしますけれども、自己評価の場合は自分で評価を5段階でされますので、先生によっては非常に厳しく評価をされる方もいらっしゃいますし、甘い先生もおります。その辺のところを管理職が指摘して指導していくというようなかたちになります。そういう目標管理による人事評価というのが1点ございます。

あとは、いわゆる勤務評定というかたちのものがもうひとつあるわけでございますけど、勤務評定は12月1日の段階で評定をいたしますけれども、この中身につきましてより具体的に、客観的になるように、例えば、絶対評価と相対評価を一緒にそれぞれが整理をしていくというかたちの中で、評価をしていくというようなこともございます。そういったかたちで能力実績、そして意欲、そういうものにつきまして評価をしていくわけでございます。

2点目の件でございますけれども、指導力不足というかたちでの教員は現在いないというお答えを、教育長がいたしたわけでございますけれども、多面的な部分で適切な指導ができないといった課題はないかというご質問であったかと思うんですけど、指導力不足ということとは違いますけれども、安芸高田市内の場合、公務員というのが全体の奉仕者という位置づけがなされておりますけれども、そういう公務員の身分に伴うところの義務が、きちんと果たされていないというかたちのなかで文書訓告、さらには戒告といったようなかたちで処分をされているものが市内の小学校に1名おります。これは内容的には、入学式、卒業式等の際に、まあ入学式、卒業式というのは清新で厳粛なうちに

新しい希望をもってやっていくというような動機づけをする、そういう儀式でございますけども、そういった儀式をするのに事前に国歌斉唱の際に起立をするように校長が職務命令を発したにもかかわらず、それに違反したというかたちで、地公法の32条、法令等の遵守並びに上司の命を聞かなかったという面と、地公法33条、信用失墜行為の禁止ということでございますけれども、それに違反をしたというかたちで処分をされたという状況がございます。

以上でございます。

松浦議長

以上で、答弁を終わります。

秋田議員

議長。

松浦議長

再々質問を求めます。

2番 秋田雅朝君。

秋田議員

質問させていただきました、人事評価制度、あるいは教員の指導力向上対策、両質問、いずれもこれは教職員の資質、指導力の向上を図るための施策でございます。このことにより、学校経営改革が図られ、信頼される学校づくりのより一層の進展が望めるものでございます。学校経営において大切なことは、生徒教職員ともに楽しい学校づくりだという人がいます。生徒にとって楽しいとは授業で学習したことがわかること、諸活動を通して有用感や効力感を抱くことができることであり、教職員にとっては学校が楽しいと思える生徒を育てることだと言う方がいらっしゃいます。私も全く同感でございます。このことに家庭の教育力、地域の教育力が加わって、それで夢と志を持った、活力ある子どもが育つと確信いたしております。

最後になりますが、未来に輝く安芸高田の教育、実現に向けての教育長のご所見を最後にお伺いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

松浦議長

ただいまの再々質問に答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

佐藤教育長

それでは先ほどのご質問にお答えしたいと思います。午前中の質問にもございましたけれども、将来の安芸高田の教育をどのように進めるかということでございますが、私は常日頃から考えておりますことは、義務教育と学校に来ることが、送ることが保護者にとっては義務になっておると、そういう教育を請負っておる教育委員会といたしましては、一番の基本は、知・徳・体の基礎基本の徹底ということだと私は考えております。したがって、いろんな改革がございましてけれども、いかなる改革があろうとも、この読み・書き・計算を初めとする知、あるいは、人の心を育てる徳、そして、それをさらに持たせる体力と、知・徳・体の基礎基本の徹底ということについては、どうしても欠かすことのできない、教育委員会として学校を指導すべく代表だろうと思っておりますし、安芸高田の子どもが、将来どのような時代になっても生きていくための力としてそれをつけていきたいと、このように

思います。ただ、それを指導する教員が、力がなくてはもう一度例えて言いますと、5年生を失敗したからもう一度5年生を繰り返すというわけにはまいりませんので、現における教職員に対して常にカンフル注射を打ちながら、励ましながら、校長とともに安芸高田の教育を進めてまいりたいと、このように思いますが、そうは言いましても対象とする子どもが小学校から中学校、あるいは幼稚園の児童、幼児でございます。どうしても家庭の教育に力、あるいは地域の協力をいただかないと、全人的な子どもを育てるということはできないというふうに思っておりますので、教育ということをひとつの旗印に掲げながら協力して育てる体制をつくっていききたいと、このように思っております。

以上でございます。

松 浦 議 長

以上で、秋田雅朝君の質問を終わります。

~~~~~

松 浦 議 長

続いて通告がありますので、発言を許します。

12番金行哲昭君。

金 行 議 員

はい、議長。

松 浦 議 長

はい。

金 行 議 員

政友会の金行でございます。私は通告のとおり大枠2点、質問させていただきます。

まず初めに、介護保険改正についてでございます。4月より介護保険制度が改正になりましたが、この介護保険は2000年に制度が開始され、以来その利用者は増加にたどっております。今回の改正のポイントは介護予防の強化、認知症ケアの推進、地域ケアの体制、その3点がポイントではないかと私は思っています。しかし、この改正で何がどのように変わったのか、具体的に見えてこないというご意見、ご感想がございます。例えば、認定区分の変更です。従来、要支援、要介護1～5の6区分でございましたが、要支援が、要介護1が要支援の1、2に別れ、7区分になっております。最も影響を受けていらっしゃる要介護から要支援に変わる方でございます。そこの辺があまり理解されていない点が、私はその立場の人からもよく聞きます。ここらがよくわからんと、私も100%わからんからその説明もぶり返してないところなんです。その問題点としましては、福祉用具でございます。例えば要介護の1のAさんが福祉用具を以前レンタルで借りたら無料でございました。今度新しい4月からのぶんは、要介護から要支援に変わった方で、自費でレンタルも借りなきゃいけない、自費で購入しないといけない、この問題が、例え1人の人ですが出ておるんです。そこらのぶんをその該当者、一番大事な人に理解をされていないことがある、ということも聞きますし、実際にそういうしてないんです。その点をこの予防介護、予防についてなぜやったのかということを行行政とし、その立場の人が説明する義務があると思います。そこらが義務

ができてないから本間の目的、この改正した目的は達成してないというところをどうするのか、どのように理解するのか、そこらを早急にやっつけていかないといけないんじゃないかと考えているわけです。特に介護予防でございます。高齢者は要介護状態にならないように、努めあったり、例え要介護状態になってもそれ以上悪化させないようにするのが、介護予防の目的です。そこらを理解をしてもらわなくてはいけない。その辺を安芸高田市担当者、またそういうケアの皆さんが知って、高齢者や家族、家族その該当者が生き生き暮らすためには要介護、要介護の予防、地域密着サービス等々の理解が薄いのではないかと私思ってるんですが、担当者、また市長なりそこらをどう考えておられるのか、今後どうされるのか、しなければいけないんです。それをどういう方法でするのかを1点お聞きします。

続いて2点目でございますが、県道広島～三次間の向原～三次間でございます。昨日も道路整備推進に関する意見書等々も出すということで決定はしてないんですが、そういう問題もあがっています。道、県道、国道と、道というのは私どもの致命線、生きるための大事なことでございます。JR芸備線、甲田と川立トンネルも3月、4月開通しまして、交通量も増大し、通学路でもあり非常に危険なところでもあり、そこらをこの改良を早急にする必要があると思います。これは甲田町の時から難問でございました。バイパス問題とかいろいろございましたが、早期に整備、改良する必要があると思います。また、安芸高田市のたちまちのどういう提案をし、県と一緒にあってどのような動きをしているのか、今どの状態になっておるのかお聞きします。

その2点をお聞きします。

松 浦 議 長

ただいまの質問に市長の答弁を求めます。

児 玉 市 長

市長 児玉更太郎君。

ただいまの金行議員さんのご質問にお答えをします。

まず、このたびの介護保険法の改正における、介護予防の必要性、利用できないサービスの発生についての利用者への理解を求めると、こういう質問であったかと思えます。ご承知いただいておりますように、平成18年度の介護保険法の改正のひとつに、要支援1、要支援2や要介護1など軽度の高齢者の自立を支援し、状態の改善を図り悪化を防止する介護予防の考え方が制度に加えられたことがございます。

具体的な内容としては、サービスに頼って身体が衰えることを見直し、生活を活発にするサービスを提供し、身体の状態の維持改善を図ろうというものでございます。要支援の認定者へのホームヘルプでは、利用者本人が自分でできるように側面から支援する方法に転換したり、デイサービスでは運動機能の向上メニューや、口腔機能の向上メニューなどを導入したりしました。その一環として、要支援1、2要介護1の軽度の認定者へのご指摘のように、福祉用具貸与サービスにおいては、器具に頼って生活を不活発にすると考えられる用具が除外され

ました。主な器具として、車いすとかベッドなどがございます。市民の皆様への啓発につきましては、市の広報紙に掲載したり、5月に介護保険パンフレットを全戸配布したりなど制度改正への理解をいただくように今、周知努力しておりますところでございます。利用者への説明につきましては、包括介護支援センターやケアマネージャーが介護予防サービス計画を策定するときに、制度改正の趣旨、介護予防の必要性、サービス内容の変更等を説明し、利用者のご理解をいただくようにしております。なお、法改正の福祉用具の貸与者につきましては、利用者の身体状況を確認し、福祉用具が必要不可欠な利用者かどうか、あるいは6カ月の貸与の経過措置期間における希望の有無などを確認しております。いずれにいたしましても、法の改正趣旨である介護予防をご理解をいただき、いつまでも自立した生活を地域で送っていただけるよう、高齢者福祉を推進してまいりたいと考えておりますところでございます。特に今回の介護保険の改正というのは今までどおりの、いわゆる介護保険を続けていたら、いくら金があっても足りなくなると、こういうことでございます。介護保険が始まって6年を経過して、3年に1度ずつ介護保険料の改正があるわけでございますが、今回、その3年に1度ずつの介護保険料の改正があったわけでございますが、今までは、標準ですが3,308円が4,400円に今回あがったと、いうことであります。介護保険料が約33%アップしたという、このことは結局は介護保険に係られる人のコストがあがってくると、それがために介護保険料があがったということでございますので、国もこのままの状況が続けたんでは、介護保険そのものがパンクしてしまうと、こういうことで、今回の改正が起こったわけでございます。ところが、今まで非常に手厚い介護を受けていた人が、特に要支援1、2のその軽度の人については、そういう手厚い支援がなくなってしまったと、こういうものです。それでその代わり健康維持をして、具合が悪くならないように健康に過ごしてもらおう施策を、そういう人にするという政策が出たわけございまして、今までデイサービスなんかに行っておられた元気なお年寄りが今度は行かれなくなると、こういう問題が起こってきて、そこに問題が起こってきておるわけです。これは、やはり十分趣旨の徹底をご指摘のように図っていかないといけないんじゃないかと、こういうように考えておりまして、先ほど申し上げましたように介護支援センター、包括介護支援センター等の働きが今後非常に重要になってくるわけでございますが、国が考えておる軽度の介護が必要な人の健康づくりということが、今後大事なことで、なかなかこれが徹底してなくて、とにかく今までのようにデイサービスに行かしてもらいたいというのがありまして、大変不満が起こっておるのはご指摘のとおりでございます。なお、またご質問がございましたら、もし具体的には再質問がございましたら、担当者の方からもまたお答えをしたいと思います。実態はそういう実態でございます。

それから、県道広島三次線についてでございますが、本年4月に三次市との境にあります、JR郷原トンネルが開通いたしましたして、県においては本年度から本格的に道路の改良工事に、線路がトンネルに移りましたんで、かかるということでございます。道路の完成予定といたしましては、現在聞いておりますところでは、平成20年若しくは、21年の大体の予定で、いわゆるバイパスの開通をさせるということでございます。これが開通しますと、ご指摘のように、広島三次線の交通量も一段と多くなることが予想され、交通安全施設、いわゆる歩道整備などが緊急の課題であると認識しております。現在、この県道におきましては、甲田町内で2カ所、向原町境と井才田地区の歩道等の整備を行っていただいておりますが、これらを早期に完成させるとともに甲田町内のご指摘の区間や、向原町の中心部付近の未整備区間につきましては、整備の優先位の位置づけなど、県当局並びに関係機関へ強く要望していきたいと考えております。なお、これら事業の整備促進にあたっては、家屋等の移転や用地問題の解決が最優先課題でございます。現在整備中の箇所も含めて、地権者の方をはじめ、関係皆さんの格別なるご理解とご協力を賜りたいと思っておりますし、予定した歩道区間でもなかなか用地への立ち退きが前に進まないで、2年も3年も予算をつけては流し、予算をつけては流すという状況もあるわけでございますので、特にそこら職員だけでもなかなか対応が難しくございますし、県の職員もご存知のように広島に行ってしまうと、なかなか常時こちらへ用地交渉へ来るといいうのも難しくございまして、どうしても地元の議員さんをはじめ、関係の皆さんに用地の段取りをまずつけてもらうというご努力も、ひとつご協力を賜りたいとこのように思っておりますのでございます。

松浦議長

以上で市長答弁を終わります。
再質問がありますか。

金行議員

はい。

松浦議長

12番 金行哲昭君。

金行議員

全く今、市長が言われるのは、介護を手厚くするだけが介護じゃないと。介護予防の本随を市民、その該当者と言ったら言葉悪いですがね、受けていらっしゃる方に説明が、そのこのところがあるんじゃないかと私は述べるわけです。厚くして介護の2より、要介護の2より3がいいゆう錯覚の介護保険があったことがありました。それがいけないんですよ。それは私も同じ。その要介護や予防介護がある、包括センターをつくった、なぜつくったというのがまだ認識できてないんです。そこら辺部長、どう考えておられますか。お聞きします。

松浦議長

ただいまの質問に、答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

廣政福祉保健部長

このたびの法改正につきましては、議員指摘のとおりひとつの目的がございます。また、市長も答弁いたしましたけども、問題は啓発

の仕方というかたちだろうと、このように考えております。この法改正が本年度4月からのことでございますけども、昨年4月からの大体の法改正の説明会等、大体団体等には29団体程度、また市民の会議等では26カ所程度、事業の説明会を行っております。また市の広報につきましては、4号程度の法改正の説明、また、先月来このプランの説明資料を各世帯に配布したところでございます。また、議員ご指摘のように、サービスを受けられるケアマネージメントの説明、本人への説明、これにつきましても大体各事業所のケアマネージャーを集めて、月に1回程度の協議を重ねておるところであります。問題は、その中身につきましては、今回の法改正度の研修、また問題点等もそれぞれ協議してまいっておりますけども、今後につきましても、法改正の目的、また主旨、制度の方針等を受益者の方には十分説明するように、今後とも啓発を進めてまいりたいと、このように考えております。

金 行 議 員

議長。

松 浦 議 長

再々質問求めます。

12番 金行哲昭君。

金 行 議 員

はい。これは、高齢化をくんで田舎の介護の大事なときですよ、お金が将来、要介護、介護ひどくなればいるんですよ。特にその前は歯止めですからね。歯止めの策ですからね、ここを今大事にしないとイケない。今担当者が相手にしてから、それが転んでいったら、また市の持ち出し、いや、国の持ち出し、県の持ち出し、多くなる。そのようなことを認識しとって下さい。

それと、道路の分の担当部長、今市長が答弁なされたようにいろいろな問題もございしますが、地域として、早くして下さいという要望書とか、そういうもんがあった方がいいんか、ないんがいいんか、そこらをご答弁。それと、今トンネルの郷原トンネルのところが、あれは担当部長、歩道はもうつくるのは決まってるんでしょ。

そこ2点、お聞きしまして、私の質問を終わります。

松 浦 議 長

ただいまの再々質問に答弁を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

金岡建設部長

ただいまのご質問にお答えいたします。

事業実施するのに地元の要望があったかどうかということですが、これは、ひとつは今後、先ほど市長の答弁でございましたように、優先順位をどうするかということはひとつ大きな問題でございまして。同一路線で何か所も工事をあげるといことは、大変難しい状況にございまして、そこらの状況の中でそういう状況に応じて動きをしていただく必要があろうと思います。ただ要望も、先ほど市長からございましたように、早期の要望だけでは、実は非常に動きにくいのが現状でございまして。地域の用地のことも含めて、大変地域としては難しい問題であろうかと思っております。状況を見ますと、非常に家が建ち込んで

おる。補償が出て行き先がないとか、いろんな問題がでてくるという状況がございますので、それにつきましては、そこらを踏まえながら、また議員、あるいは関係の方とご相談をさせていただく必要があるかと思えます。

いずれにしましても地域の盛り上がりをつくっていただくということで、大きくは賛成だが、個別になるといろいろな問題があるということでは、なかなか今、県も動いてくれないというのが状況でございます。これは広島側から三次の境まで同様な状況がございますので、大きな問題としてとらえさせていただきたいと思っております。

それから今の郷原トンネルにつきましては、その周辺道路改良ということで、まだ我々も具体的にそこを県と詳細つめておりませんが、基本的には三次側から工事を進めてきております。そういうことで、将来に交通量が増えることを予測しておりますので、それらに合わせました道路構造規格で整備をされるというふうに聞いておりますので、当然歩道等の整備もされると理解しております。

以上です。

松 浦 議 長

以上で、金行哲昭君の質問を終わります。

この際、2時5分まで休憩といたします。

~~~~~

午後 1時51分 休憩

午後 2時05分 再開

~~~~~

松 浦 議 長

それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、通告がありますので発言を許します。

4番 加藤英伸君。

加 藤 議 員

本日最後の一般質問者になりましたので、よろしくお願ひいたします。私の通告しておりました質問のタイトルは行政改革と人材確保ということになっておりますが、通告しております質問の内容には、事務事業の民間委託についてもお聞きしておりますので、民間委託の件と、人材確保の件、この2点について市長にお伺ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

本市においては、行政改革推進の中で、これまで行政の責任で行われてきた事務事業を指定管理者制度により、民間に委託されることが多くなってきました。行政の適切な管理監督と責任を明らかにして、民間に委託していくことは、これまで行政が抱え込んでいた仕事を民間に開放することにもなり、サービスの質を低下させることなく事務事業の効率化、能率化による経費の節減が図られるなら、財政の健全化とさらには民間の活力を引き出していくことにもつながるものと考えています。また、本市においては、人材派遣会社より多くの人的業務というんでしょうか、実質的には派遣社員を受け入れております。このことは、人件費の軽減、人事管理等の事務の軽減も図られ、行政

改革の推進の上では有効な対応策であると思います。しかし、この方法が有効に機能するのは契約している人材会社に必要な人材が常時いて、本市がいつでも必要な時に派遣の要請ができることが前提であります。長い間不況が続いてきた日本経済も今日では随分様変わりしてきました。電気や自動車関連産業など、製造業を中心に求人が急増しており、景気回復に伴って、労働市場にも変化が生じています。さらに少子化による、労働人口の減少ということもあって、人的業務委託を受けるということが今後困難になることが予想されます。行政改革の成果を急ぐ余り、行政サービスに支障をきたすことがないように考えていかなければなりません。特に派遣社員の多い保育所などは、IT化等で人を減らすことのできない職場であります。今後市長は事務事業の民間委託、人的業務委託を進めていく上でどのような構想をお持ちなのか、またどのような方針で望まれようとしておられるのかお伺いします。

松浦議長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児玉市長 ただいまの加藤議員さんのご質問でございます。

行政改革の推進と、市民が満足できる行政サービス提供のための人材確保と、このような視点でのお尋ねであろうかと思えます。

議員のご指摘のとおり極めて厳しい財政状況の中で、行政が担うべき事務事業の遂行にあたりましては、行政の管理監督責任の明確化を前提に、可能な限り民間委託などの手法を導入し、限りある行政資源をより有効に効率的に活用し、運営を図ることが求められております。このような状況の中で、現在実施をしております一部業務委託、人的業務委託はご承知いただいておりますように、関係法に準拠した臨時職員及び、非常勤特別職の適正任用という意味を併せ制度を導入したものでございます。

ご質問いただきました人的業務委託につきましては、過渡期の有効な手法として運用しておりますが、将来的には職員数の減少や、地方分権に伴う事務権限移譲へ対応するため、公の施設の指定管理者制度や事務事業の民間委託の拡大は、避けて通れないものと認識をしております。いずれにいたしましても行政内の人材育成、資質向上についても取り組みを進め、市民の皆さんに満足をしていただくことのできる、行政サービスの提供に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

特に、人件費の問題については大きな将来的な課題で、やっぱり人件費を節減しながら、今のサービスを落とさないという、二律背反の非常に難しい施策をやっていく必要があると、いかざるを得んと、こういうような状況でありまして、ご指摘のように景気が、全体の経済の景気が上向いてきたということで、求人倍率もご存知のように1.0オーバーしたと、こういうような状況の中で臨時的な職員の雇用と

いうのもご指摘のとおり厳しくなっていてきております。そういう厳しい中で、我々は合理化を図っていかないといけないと、こういう使命があるわけでございまして、厳しくはなっておりますがまだなんとかやっけていけそうなど、こういう状況でございますので、今後とも指定管理制度も今後続けていく必要があるとは思いますが、指定管理にして本当に、本来の指定管理で経費を節減するという目的が達成できるかどうかということでもあります。大都市なら競争で指定管理をやって、コストを下げていくという方法もありましようがまだそこまでは、安芸高田市のような地方ではいけないという状況があるわけでございまして、ここらも今後十分検討しながら、本来の指定管理の効果、また財政効率が上がるように努力をして参りたいとこのように考えておるところでございます。

松 浦 議 長 以上で市長答弁を終わります。
 答弁もれはありませんか。
 再質問がありますか。

加 藤 議 員 議長。

松 浦 議 長 4番 加藤英伸君。

加 藤 議 員 先ほど人件費の節減を図りながら、行政サービスが落とさないようにやっていきたいと、ただしこれは大変難しいという問題であるというふうにおっしゃったことはよくわかんと思います。現在本市には約70名の人的業務委託と言いますか、派遣社員がおられるようですが、今後この制度を維持してさらに増強していくということになりますと、現在の賃金体制ではちょっと限界があるのではなかろうかと思えます。そこらも考えて将来的には民間委託ということも考えておられると思うんですが、現在、現在と言いますか吉田町に3歳未満児の保育所を新設されようとしておりますが、この保育所は民間委託ということをお考えになっておるんでしょうかということをお伺いいたします。

それと、大都市でないから難しいという市長の発言もあったんですが、将来的には市内の保育所というものはできればすべて民間委託で、条件が整えばの話ですが、というぐらいのお考えはお持ちなのかどうかお伺いいたします。

松 浦 議 長 ただいまの再質問に答弁を求めます。

市 長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長 本年度計画をしております、0歳、1歳、2歳の保育の施設については、既に予算を通してもらっておりますので、建築の段取りを今しておるところでございます。用地も市有地がございまして、市有地に建設すると、こういうことで段取りをしておりますが、この問題については、できれば民間委託をしていきたいと、こういうことで考えております。よりより聞いてみますのに、やっぱり民間委託でやってもいいと、やらせてもらいたいというようなものもあるやに聞いており

ますので、まず市内で公募をしていきたいとこのように今考えておるところでございます。保育園の民営化ということでございます。これ非常に大きな課題でございますが、現在市内にも民営の保育所がありますし、公営の保育所もあるわけでございますが、聞いてみまずにあんまり、民営であるためにものすごく不利だとか、公営であるためにうまくいっておらんとか、あまり差は私はないような状況で、かえって民営の方がいい面もあるのではなかろうかとこのように考えますが、一気に民営化するというのは、職員の身分という問題もありますし、それを全部一気に民営化できればそれにこしたことはないと思いますが、いろいろな諸事情がございますので、そこらは状況を見ながら今後の合理化計画の中で対応していく必要があると、このように考えております。

方向としてはやはり、民営化の方が私は効率がいいというように思いますし、特に今後の人件費の高騰等含めれば、将来的にはやっぱり財政の合理化を考えた時には、その方向が望ましいと思いますが、いろいろ先ほど申し上げましたようにいろいろクリアしないといけない課題がございますので、まず今回の0歳、1歳、2歳から民営化の状況を見てみたいというように考えておるところでございます。

松 浦 議 長

以上で市長の再答弁を終わります。

再々質問がありますか。

加 藤 議 員

議長。

松 浦 議 長

再々質問を求めます。

4番 加藤英伸君。

加 藤 議 員

理想と現実にはいつの時代にも隔たりというものはあるわけですが、繰り返しの質問になるかもわかりませんが、経常経費をできるだけ抑えた、効率のいい自治体を構築していこうとする場合に市長としてはどこまでを直接、市の仕事としてやり、どこまでを民間にゆだねるとい、理想的なかたちですね、これは何かはっきりしたものをお持ちなのでしょうか。例えば、おおむね人間の身体で言えば頭脳的部分ですね、こういうところは市が受け持って、実際現場で働く、ケアするところは民間にゆだねるとか、大まかなもので結構ですがこういうのが理想だというのがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

松 浦 議 長

加藤君の再々質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

児 玉 市 長

非常に難しいご質問でございますので、きちちゃとした答弁にはならないと思いますが、やはり今後行政がスリムになるためには一定の民営化できるところは民営化するという、そういう方向が今後のあり方であろうと、このように思うわけでございますが、それじゃどこまでをやるかということになるわけでございます。まだいろんな事情がございますので、非常に難しい状況もあるわけですが、給食業務については、将来的には民営化の方向でいきたいということで、今教

育委員会で計画を立てております。しかしこれも、現在職員として給食業務に携わっている人の身分をどのようにするかというのが、やはり一番我々としては考えていく課題でございますので、給食の民営化については、まだまだ今からすぐ来年ということになりませんので、年数がかかるとは思いますが、その中で順次人のことも将来を見越して考えていきながら、ソフトランディングを図っていきたくてこのように考えております。そういうことで、具体的にどことどことどこまでを民営化するというのはまだ十分内部で検討していく必要があると思いますし、全部民営化すりゃいいいいうもんでもないものもあるわけでございますので、ひとつそういう点のご理解を賜りたいと思いますし、先進的なところでは、退職した職員がNPOのようなものを結成をして、それが行政の一部を請負っていくと、そういうようなところもあるようでございますので、そこらもひとつの知恵でなかろうかと考えておるところでございます。

以上です。

松 浦 議 長

以上で、加藤英伸君の質問を終わります。

これをもって、本日の一般質問を終了いたします。

以上で本日の日程を終了いたし、散会をいたします。

議事の都合により、明日14日は休会といたし、次回は、明後日15日午前10時に再開をいたします。

ご苦労さんでした。

~~~~~

午後2時25分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員